

天草市法人化促進事業補助金 交付制度の創設について

經濟部産業政策課

1 法人化促進事業とは

- ◆ 「法人成り」を促進すること。
- ◆ 「法人成り」とは、「**個人事業主が新たに法人を設立し事業を法人へ変更すること**」をいう。

<法人成りのメリット>

- ① **節税対策** 経営者への給料や経営者の家族への給料を損金として計上できるなど。
- ② **信用度の向上** 営業上の信用を得やすい。融資が受けやすくなる。
- ③ **責任の範囲** 個人事業主と異なり、会社の出資者は出資した金額以上に責任を負うことはない。

2 補助対象者

- ◆ 補助対象者（以下の要件を**全て**満たす者）
 - ① 天草市内に本店所在地を置く者
 - ② 風営法により風俗業務と規定される業種及びこれに相当すると市長が認めた業種、消費者金融業、非営利業を除く。
 - ③ 暴力団員等の反社会的勢力及びその関係者でない者
 - ④ 市税を完納している者
- ◆ 対象となる法人成り
対象となる法人成りは、この**要領の施行の日以後に設立した会社**にかかるものに限るものとする。

3 補助対象経費及び補助率等

- ◆ 補助対象経費は、法人成りに伴う司法書士、行政書士、社会保険労務士、税理士等に支払う申請資料の作成に係る経費とする。

※ 登記手数料は対象外とする。

- ◆ 補助額は、補助対象経費の**2分の1以内**とし、**10万円**を上限とする。

4 補助金の申請について

- ◆ 会社設立登記完了後**30日以内**の申請が必要
- ◆ 天草市法人化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付すること。
 - ① 登記事項証明書の写し
 - ② 法人成りした会社の代表者に市税の滞納がないことを証する書類
 - ③ 補助対象経費の支払いの証する書類

5 事業期間等について

- ◆ 8月中旬に交付要領を公布し、商工団体等を通じて周知を行う。
- ◆ 平成30年2月28日まで申請があったものを対象とする。
- ◆ 起業創業資金支援補助金の採択を受けた者は対象外（同補助金の対象経費であるため）とする。